

広島県告示第二百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

名称	指定介護予防サービス事業者		名称	介護予防サービス事業者		サービスの種類	指定期間
	主たる事務所の所在地	所在地		名称	所在地		
株式会社らくらく	広島市佐伯区楽々園四丁目六番一九一〇二号	広島市佐伯区楽々園四丁目六番一九一〇二号	ヘルパーステーションらくらく	広島市佐伯区楽々園四丁目六番一九一〇二号	介護予防訪問介護	平成二十二年三月一日	
正岡クリニック・デイサービスセンター株式会社	尾道市栗原町五五七八番地	尾道市栗原町五五七八番地	正岡クリニック・デイサービスセンター	尾道市栗原町五五七八番地	介護予防通所介護	平成二十二年三月一日	
瀬戸電設工業株式会社	福山市瀬戸町山北四二三番地一	福山市津之郷町津之郷一〇八五番地の一	訪問ヘルパーふる里	福山市津之郷町津之郷一〇八五番地の一	介護予防訪問介護	平成二十二年三月一日	
医療法人社団尚志会	福山市西町二丁目一番三六号	福山市西町二丁目一番三六号	福山城西病院デイサービスセンター	福山市西町二丁目一番三六号	介護予防通所介護	平成二十二年三月一日	
有限会社コアメイト	福山市東手城町二丁目八番一〇号	福山市神辺町川南二三三八番地	デイサービス月うさぎ	福山市神辺町川南二三三八番地	介護予防通所介護	平成二十二年三月一日	